



<最新情報>

10月から「電子的保険医療情報活用加算」を廃止 新たに「加算新設医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 及び 2」を新設

今年度の調剤報酬改定において、オンライン資格確認システムを通じた患者情報などの活用に係る評価として調剤管理料に「電子的保険医療情報活用加算」が新設され、各薬局では本加算を算定していることと思います。

この加算は、電子資格確認（マイナ保険証持参）により、患者の薬剤情報等を取得した上で調剤を行った場合に3点（月1回に限り）、こうした薬剤情報等の取得が困難な場合等では1点（3カ月に1回限り）を算定できるものですが、患者にとっては国が推進するマイナンバーカードによる保険証を持って薬局に行くことと一部負担金が高くなることと、オンライン資格確認システム導入などのインセンティブになっていない状況であることから、9月末日で本加算は廃止され、代わって10月から「医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 および 2」が新設されることが決まりました。

同加算 1（3点、6カ月に1回限り）：調剤に係る十分な情報を取得する体制として施設基準を満たす薬局で調剤を行った場合（現行では1点、3月に1回限り）、

同加算 2（1点、6カ月に1回限り）：電子資格確認によって患者に係る薬剤情報を取得等した場合（現行では3点、1月に1回）

現在の加算と比較して、新加算では、算定のタイミングが6月に1回に変わったことと、点数もマイナ保険証持参の場合は3点から1点に引き下げになっております。

<最新情報>

ワクチン接種、新たな担い手確保への検討開始

厚生労働省は8月23日に、新型コロナウイルス感染拡大を巡るこれまでの対応を踏まえた次の感染症危機を見据え、ワクチン接種と検体採取の担い手確保などに向けた方策を話し合う検討会を初めて開いたとの報道がありました。同検討会は、担い手確保の枠組みをつくる上で、医師や看護師以外が「①ワクチン接種や鼻腔・咽頭拭い液の採取をする是非 ②業務の担い手となる上で求められるプロセス」の2つを主な議題としています。

議論に先立って、医療関連9職種から、人体への注射・採血や臨床現場での薬剤の取り扱いなどについて「教育課程で教育を受けているか」「業務の中で実施しているか」などについての聞き取りが行われ、日本薬剤師会は、これまでに1都1府5県の計411人が研修プログラムを終了したと報告し、さらに、日本私立大学協会は加盟大学に注射手技の実習を取り入れるように要請していることを伝え、本来打ち手となる職種による対応が厳しい場合などきわめて限定的な場面では薬剤師が打ち手として対応できると訴えた。

今後の議論の行方が注目されます。

<業務連絡>

「調剤済み印」の取り扱いについて

8月24日付で「調剤録への調剤済み印の押印は行わなくてもよい」旨の通達を行いましたが、これについて補足説明します。これまで、レセコンから出力される調剤録には薬剤師氏名が記載されていないために調剤済み印を押していましたが、調剤録を本処方箋に張り付けて保管していることから、調剤録への調剤済み印は必要がないことを厚生局に確認した上での通達でした。

このことによってこれまで使用していた調剤済み印は必要なくなりますが、このスタンプの使い方について、厚労省が平成26年7月17日に事務連絡を出していることから、以下のように使用することができます。

【厚労省の事務連絡】

保険薬局において調剤した保険薬剤師は、調剤済みである旨及び調剤した保険薬剤師の氏名が入ったスタンプを処方箋に押した場合は、調剤した保険薬剤師の氏名の記名を行ったものとして取り扱い、この記名を別途しなくても差し支えない。ただし、処方箋中に保険薬剤師氏名の記入欄があり、この記入欄への記名に替えて上記スタンプを使用する場合は、この記入欄の近くにスタンプを押すなど、調剤した保険薬剤師が容易にわかるようにすること。また、保険薬剤師の氏名の記名に代えて上記スタンプを利用する場合であっても、調剤した保険薬剤師による押印は省略できない。

つまり、薬剤師名の記名押印の押印として「調剤済み印」を使ってはいけないということです。また、調剤済年月日欄に年月日のスタンプを使用していますが、この代わりに調剤済み印を使用できます。これらのことについては次のURLを参照してください。

(保険調剤の流れ シリーズ3 - 処方箋への正しい調剤印の押し方 - <https://www.onenationworkingtogether.org/47816>)